



目 次

規 則	ペー	ジ
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1	
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1	
告 示		
○道路の区域変更（3件）	2	（道 路 課）
○道路の供用開始	3	（ ” ）
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正	4	（港湾・海岸課）

規 則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年9月6日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第61号

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和50年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を削り、「条例の施行について」を「高知県立足摺海洋館（以下「海洋館」という。）の管理に関し」に改める。

第2条第1項中「高知県立足摺海洋館（以下「海洋館」という。）を「海洋館」に、「に掲げるとおり」を「に定めるとおり」に改め、同条第2項中「変更することがある」を「変更することができる」に改める。

第3条中「条例別表に規定する」を「、条例第4条第1項の規定による」に改め、同条ただし書中「必要と」を「必要がある」とに改める。

第4条中「命ずることがある」を「命ずることができる」に改め、同条第1号中「若しくは」を「又は」に、「そのおそれ」を「損傷するおそれ」に改め、同条第2号中「迷惑を掛ける者又はそのおそれ」を「危害を加え、若しくは迷惑を及ぼした者又は危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれ」に改める。

第5条中「規定による入場券」を「入場券（第9条において「入場券」という。）」に改める。

第6条中「第4条第2項に規定する」を「第4条第2項の」に改める。

第7条第1項第7号中「高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒若しくは児童」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校の児童若しくは生徒」に改め、同項第8号中「高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒」に改める。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「条例の施行について」を「海洋館の管理に関し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

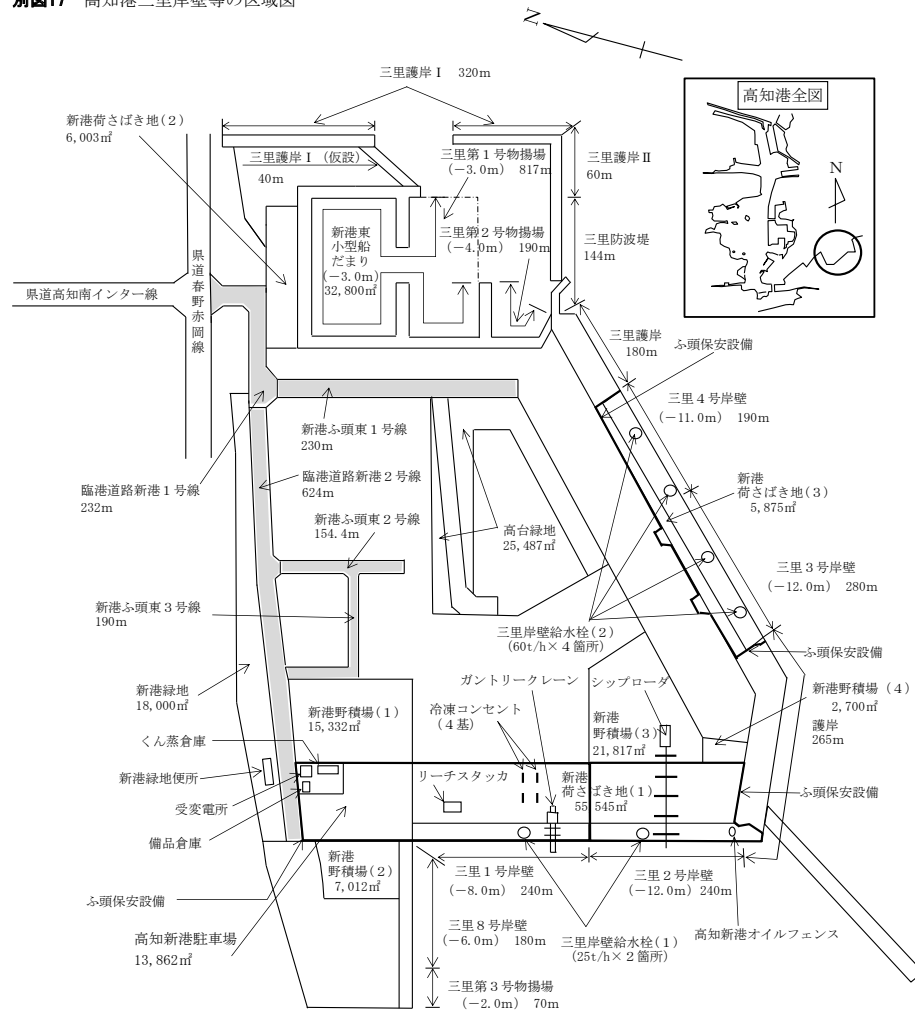
高知県規則第62号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図17を次のように改める。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町出井字 下タンバナロ296番 1から 宿毛市橋上町出井字 トキキアン151番4 で	前	8.2 } 32.2	500
	後	8.2 } 28.4	500

高知県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩東浜
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口伊条 尻甲2509番1から 安芸市井ノ口カキ	前	3.4 } 3.8	35

添甲2403番1まで	後	7.0 } 11.3	35
------------	---	------------------	----

高知県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南国
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市大津字国東甲406番1から 高知市大津字国東甲405番1まで	前	19.0	25
高知市大津字国東甲406番1から 南国市篠原字南大窪1727番6まで	後	19.0 } 60.4	1,411

高知県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年9月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町出井字下タンバナロ296番1から 宿毛市橋上町出井字トヲキ	500	平成28年9月6日

アン151番4まで		
宿毛市橋上町出井字ヲカノ前56番6から 宿毛市橋上町出井字ヲカノ前29番5まで	295	平成28年9月6日

高知県告示第474号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成28年9月6日

高知県知事 尾崎 正直

表の高知港の港湾環境整備施設の項中

「

高知市仁井田字新港	新港緑地	面積18,000㎡	別図17
-----------	------	-----------	------

」

を

「

高知市仁井田字新港	新港緑地	面積18,000㎡	別図17
”	高台緑地	面積25,487㎡	”

」

に改める。